

# 年金大改正

## 1 被用者年金一元化

---

みなさん、こんにちは。社会保険労務士の辰巳周平です。毎日暑い日が続いて（これを書いている8月現在、1週間連続で猛暑日を記録）、完全に夏バテ気味です。あー、食欲がないないといいいながらアイスやゼリーばかりつまんでしまって、痩せるどころかみっともない体型まっしぐらです。まあ、もう中年だし、しょうがないさとうそぶいて恨めし気にベルトの上に乗っかりだしたお腹を見えています。実はうちには1歳半になるトイプードルがいるんですが、彼も暑さに弱いということもあって、散歩の回数は減るわ、外でボール遊びをする回数は減るわで、2人してクーラーの効いた部屋でぐうたらな毎日を過ごしているんですね。必然、1人と1匹はどんどんふくよかな状態になりつつあるというわけです。涼しくなったらいっぱい散歩しよーねーとワンコに話しかけながら、その手にはアイスが握られているという、なんとも情けない光景の毎日です。

さて、年金関連はこの10月に大変革が行われました。厚生年金と共済年金の一元化です。共済年金制度を廃止して、厚生年金に統合するというものです。共済年金というのはいわゆる公務員の方が加入したり、または公立学校や私立学校の教職員の方々が加入している社会保険ですね。これらをすべて一般のサラリーマンが加入している厚生年金に一元化したわけです。

統合する第一の理由は憲法上の理由です。日本国憲法は14条で平等の原則を定めています。しかしながら、年金制度はこれまでそうではありませんでした。同じ働く環境でありながら、公務員優遇とも受け取れる制度をずっと維持してきたんですね。その不公平感を是正し、憲法の理念を達成するためにもこの統合が必要だったわけです。そして、第二の理由は人口減少化による保険料収入の減少です。まったくの別制度として運営してきた両者ですが、ともに抱えた悩みは共通しているわけですから、ここでタッグを組んでなんとか乗り切ろうとの算段です。加えて、制度を一元化することによって、実務上の効率化を図る狙いもあります。

実はこの一元化法案はもう何十年も前から議論がされていたんですね。そして、ここにきてようやく実現にこぎつきました。やはり、既得権益層が強い力を持っているから、そうそう簡単ではなかったということです。遅きに失した感は否めませんし、まだまだ課題は山積されていますが、年金制度としてまずは大きな一歩を踏み出したことに間違いはありません。

## 2 初診日証明要件緩和

---

この被用者年金一元化に伴い、障害年金制度に関しても非常に意義深い改正がなされました。平成 27 年 8 月 6 日、厚生労働省は、これまで障害年金請求の際の最大のハードルとされていた初診日証明の厳格なルールを改め、カルテ等の保存期間が経過したために初診日を証明できないような場合でも、参考資料等によって合理的な判断ができれば、本人の申立てによって認定を行う旨の方針を発表しました。

これまでの共済年金では本人の申立てのみによって初診日を認めていたことから、厚生年金とのそのあまりの落差に批判があったわけですが、この一元化により関係省令を改正して、官民格差是正を実現する方向となりました。

このことから、過去に初診日の証明が取得できないことを理由に却下された案件に関しても、この 10 月から再請求を認め、緩和された条件で判断することとされました。こう書くと、あたかも、初診日証明がまったく必要ないかのように報道が先走る恐れがありますが、あくまで何らかの参考資料は必要なわけです。ゆえに、厚労省令にはこれまで「初診日を明らかにすることができる書類」とあった箇所に加えて「当該書類を添えることができないときは参考となる書類」の文言が付け加えられることになりました。このことから厚生労働省は、健康保険の給付記録（いわゆるレセプト）や入院記録など参考資料で合理的な判断が付く場合は、できるだけ本人の申立てを認める、と言っています。

それでもなお、はたしてこれがどこまで実務上有用に運用されるのかは、現状でははなはだ不透明ではあります。しかしながら、少なくとも厚労省が大幅に条件を緩和と言っている以上、これから新規に請求する方はもとより、過去に却下処分された方々も受給の可能性という意味では大いに広がったものと思われまます。

こういった情報はえてして広く国民に伝わらないものです。当然、年金を専門とする社会保険労務士などはこれらをしっかり頭に入れて業務に当たるわけですが、過去に障害年金を請求して初診日の証明が取れなかったためにあきらめたり却下された人たちにとっては、この情報を知っていなければ活用のしようがありませんし、専門家に相談さえできません。

このコーナーでは毎回のようにアナウンスしていることですが、こういった情報は当事者のみならず、その家族から友人、または関係団体を含めて共有してこそ初めて効果を発揮します。これをこ

覧になられたみなさんが、一人でも多くの方たちに伝えてくださることを願っています。では、今回はこのあたりで。